

## 社会福祉法人師勝福社会定時評議員会議事録

### 1 開催日時

平成29年6月27日（火）午後1時30分

### 2 開催場所

セルフしかつ 会議室

### 3 出席者

評議員 森川孝一、鈴木岩雄、大野一樹、西岡充雄、酒井郁子、福永光彦、  
大野 厚

欠席評議員 なし

理事 大口正文、野津久子、伊藤一雄、岩越久夫、柴田忠利、清水孝司  
(施設長)

監事 青山喜代一、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

### 4 審議事項

第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について

第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について

第22号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）の選任について

第23号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について

第24号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について

第25号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について

第26号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について

第27号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）の選任について

第28号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（社会福祉事業に関し識見を有する者）の選任について

第29号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（財務管理に関し識見を有する者）の選任について

### 5 定足数

評議員定数7人中7人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第6条第2項の規

定により過半数が出席しており、この定時評議員会は成立した。

## 6 議事の顛末

### ○あいさつ

理事長あいさつ

### ○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第14条第1項の規定により、森川孝一評議員が議長となった。

### ○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 鈴木岩雄 ・ 評議員 大野一樹

### ○議 事

**議 長** まず、「次第5 その他の報告事項」「(ア) 社会福祉法人師勝福社会定款について」施設長から説明をお願いします。

**施設長** 社会福祉法人については、社会福祉事業への民間参入なども相俟って、改めて社会福祉法人としての公益性と非営利性という趣旨に立ち返り、その取扱い・運営方法を見直すことを目的として、平成28年度末に社会福祉法の一部を改正する法律が公布され、主な改正部分が、本年4月1日から施行されています。

この改正社会福祉法に基づき、昨年度、本法人の定款を変更し、現在はその変更後の定款によって、運営されていますが、その変更後の定款について、説明します。

定款の変更については、本年1月19日に所轄庁である北名古屋市の認可を受けたもので、その後、更に一部を変更し、現在の定款は、4月18日に北名古屋市の認可を受けたものです。

第1条ですが、この法人は、第二種社会福祉事業として、障害福祉サービス事業、具体的には、指定生活介護事業を経営するものです。

第2条。この法人は、「社会福祉法人師勝福社会」と称するものです。

第2章は「評議員」に関する規定で、第5条は、この法人に7名の評議員を置くものです。

第6条は、評議員の選任に関する規定で、第1項、社会福祉法人師勝福社会の適正な運営に対して、中立的な立場から審議できる者を評議員として選任・解任するため、任意の機関として、評議員選任・解任委員会を設置し、当該選任・解任委員会により評議員を選任するものです。

第7条は、評議員の資格。第8条は、評議員の任期で、第1項により、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のもの、今回は、平成32年度に関する定時評議員会の終結の時まで、つまり、平成33年6月に開催される予

定の定時評議員会までと定めるものです。

なお、定時評議員会とは、改正社会福祉法により新たに定められた評議員会で、毎会計年度終了後の一定の時期、毎年6月までですが、決算等の承認を行うために、必ず開催する必要がある評議員会のことを言います。

第2項は、補欠として選任された評議員の任期は、その残任期間とするものです。

第9条は、評議員の報酬で、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬等を支給するものです。

第3章は、評議員会の組織及び運営を定めるものです。

第10条は、評議員会は、すべての評議員で組織する旨、定めるものです。

第11条は、評議員会の決議事項について定めるものです。

- (1) 理事及び監事の選任に関すること。
- (2) 理事及び監事の報酬等の額に関すること。
- (3) 理事及び監事並びに評議員等に対する報酬等の支給の基準に関すること。
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認に関すること。
- (5) 計算書類及び財産目録の承認に関すること。
- (6) 定款の変更に関すること。
- (11) 社会福祉充実計画の承認に関すること。

等です。

第12条は、定時評議員会の招集の時期で、毎年度6月までに招集するほか、定時評議員会以外の評議員会の招集を定めるものです。

第13条第1項は、評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集するものです。

第14条第1項は、評議員会に議長を置き、その都度選定するものです。

第2項は、評議員会の決議で、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決議するものです。

第3項は、第2項の規定に関わらず、特別な事項については、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上をもって決議を行う旨、定めるものです。

第4項。理事又は監事を選任する議案の決議は、候補者ごとに行うものです。

第5項は、評議員の全員が、書面又は電磁的記録、例えばメール等ですが、同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議を省略できるものです。

第15条は、評議員会に係る議事録を作成するもので、第2項において、議事録は、議長・会議に出席した評議員のうちから選出された評議員2名が署名又は記名押印するものです。

第4章は、役員及び職員に関する規定で、第16条第1項は、理事・監事の役員は、理事6名・監事2名と定めるものです。

第2項は、理事のうち1名を理事長とするものです。

第17条は、役員を選任に関する規定で、第1項で、役員は、評議員会の決議によって選任するものです。

第2項は、理事長の規定で、理事長は、理事の中から選任するものです。

第18条は、理事及び監事の条件、特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならず、監事にあっては含まれてはならない、等を定めるものです。

第19条第1項は、理事の職務及び権限について定めるものです。

第2項は、理事長の職務で、法人を代表する旨、及び権限について定めるものです。

第3項は、理事長の職務の執行状況については、3ヶ月に1回以上、年4回、理事会に報告する旨、定めるものです。

第20条第1項は、監事の職務で、監査報告を作成するものです。

第21条第1項は、役員任期で、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、今回は、平成30年度に関する定時評議員会の終結の時まで、つまり、平成31年6月に開催される予定の定時評議員会までと定めるものです。

第2項は、補欠として選任された役員任期は、残任期間とするものです。

第23条は、役員報酬及び費用弁償の支給について定めるもので、評議員会において承認を受けた報酬等の支給の基準に基づき、報酬等を支給するものです。

第24条は、理事又は監事の免責に関する規定で、役員が任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任については、職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、一定の額を限度として、免除することができるものです。

第25条は、役員が任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する責任については、職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、一定の額を限度として、責任限定契約を締結することができるものです。

第26条は、この法人に職員を置くものです。

第5章は、理事会の組織及び運営を定めるもので、第27条は、理事会は、全ての理事で組織するものです。

第28条は、理事会の職務について定めるものですが、日常の業務として理事会が定める事項については理事長が専決し、理事会に報告するものです。

第29条第1項は、理事会は、理事長が招集するものです。

第3項は、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事長以外の理事が理事会を招集するものです。

通常、組織の長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する者が招集することになっておりますが、改正社会福祉法では、理事長以外の理事に対する代表権の行使が認められていないとともに、“理事長は、理事会において選定されることとなっているため、理事長以外の理事が職務を代理し、また理事長が代理者を選定することは無効である”という見解から、理事長の職務代理者は置かないこととなっているものです。

第30条第1項は、理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てるものです。

第2項は、理事会の決議で、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決議するものです。

第3項は、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議を省略できるものです。

第31条は、理事会に係る議事録を作成するもので、第2項において、議事録は、理事長及び監事が署名又は記名押印するものです。

第6章は、資産及び会計に関する規定で、第33条は、基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得る旨、定めるものです。

第35条は、この法人の事業計画書及び収支予算書の編成に関し、理事長及び理事会並びに評議員会の職務及び権限について定めるものです。

第36条第1項は、この法人の事業報告及び決算に関し、理事長及び監事並びに理事会の職務及び権限について定めるものです。

第2項は、事業報告及び決算に関する書類については、定時評議員会への提出及び承認を受けるものです。

第37条は、法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる旨、定めるものです。

第7章は、公益を目的とする事業を定めるもので、「日中一時支援事業」と言いまして、障害者・児の日中活動の場を確保することにより、つまり、障害者・児を一時的にセルフしかつで預かり見守ることにより、その家族の就労支援や家族の一時的な休憩を図ることを目的とした事業で、障害者総合支援法第77条第1項に基づく地域生活支援事業として、市町村が実施する事業をセルフしかつが受託している事業についての規定です。

第8章は、解散及び合併に関する規定、

第9章は、定款の変更に関する規定で、定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得る旨、定めるものです。

第10章は、公告の方法及びその他に関する規定で、第46条は、公告の方法として、法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載

して行うものです。

以上です。

**議長** ただ今、施設長から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、これから議事に入ります。

「第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」、「第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」は関連がありますので、一括して諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 「第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第36条第2項の規定に基づき、平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

第1 概況 ここ十数年で、障害福祉を取り巻く環境は、社会生活とともに地域生活の上でも大きく変化しており、当法人「セルフしかつ」においては、その変化をまともに受け、厳しい施設運営が続いていましたが、最大42人の利用者数が一時23人まで減少した利用者数も、平成23年度から徐々に増員し始め、平成28年度末現在においては利用者数が33人となり、平成29年度以降も着実に利用者数の増員が見込まれるようになりました。

このことは、つまり、事業経営の安定化に繋がっていくものといえますが、今後も、国の福祉施策に係る財政事情や社会情勢の変化などから、新たな課題に的確に対応する必要があります。

その課題の一つとして、平成29年4月1日に全面的に施行された改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、当該社会福祉法人にあっては、

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 事業運営の透明性の確保
- ③ 財務規律の強化

が求められているところです。

このような観点から、当法人の経営は、基本方針を踏まえながら中・長期計画を見据え、経営基盤の強化を図りつつ、経営組織を見直すとともに、事業経営の透明性を積極的に確保し、適正かつ公正な支出管理を目指しました。

そして、利用者から求められる福祉サービスをより良質かつ効果的に提供するとともに、職員の資質向上及び専門性の確立を図りました。

こうした状況を踏まえ、平成28年度は、次のとおり事業を実施しました。

## 1 経営組織の見直し

改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、

- ① 定款変更
- ② 評議員選任・解任委員会の設置
- ③ 新評議員の選任
- ④ 諸規程の改正 など、順次、経営組織の見直しを行いました。

## 2 経営基盤の強化

平成28年度は、利用者数が2人増員して35人のスタートとなりましたが、年度途中で2名の利用者が退所して、33人となりました。しかしながら、障害支援区分が年度途中で上がった利用者が相当数あり、決算額による前年度比14.35%増の介護給付費収入となりました。

生産活動事業収入にあっては、自主製品の確保と利用者工賃の向上を目指し、平成28年度から、「セルフしかつ」の営業日で、祝日や特別な日を除いて、毎日「ふれあい喫茶」を営業することにより、利用者工賃の増額に大きく寄与しました。

## 3 事業運営の透明性の確保

社会福祉法人が備える公益性や非営利性という観点から、広く事業活動等を公開することにより、障害を持っている利用者が社会の一員として果たしている姿を一人でも多くの住民の方に知ってもらうため、当法人の決算状況や理事会・評議員会の開催状況のほか、随時、「セルフしかつ」の活動状況を公表しています。

## 4 より良質かつ効果的な福祉サービスの提供

利用者及びその保護者から寄せられる意見・要望に耳を傾け、その意見・要望を少しでも事業運営に反映できるよう取り組むとともに、個別支援計画の作成・実施・評価等の一環として、日々の業務終了後に行う「セルフしかつ」における利用者の生活状況を確認する中で、その都度、報告・連絡・相談し情報を共有しながら一人ひとりの個性に併せたサービスを提供しています。

そして、事業所の適正な運営と利用者及びその家族との信頼関係を確保するため、常に利用者の家族との連携を図りながら事業の運営に取り組んでいます。

## 5 職員の資質向上及び専門性の確立

職員にあっては、種々の打合せや会議を通じた取組み、外部研修などへ積極的に参加するとともに、市内の生活介護サービス事業所との交流・合同勉強会を通じて情報交換を行うことにより、お互いに切磋琢磨して職員の資質向上・専門性を確立する環境を整えました。

併せて、職員に係る就業関係の規則を見直すことにより、労働環境の適正化を図るとともに、職員の処遇改善に繋がる見直しを行いました。

## 第2 サービス区分別実施状況

「1 社会福祉法人師勝福祉会（法人本部）理事会・評議員会等開催状況」については、平成28年度に開催した「理事会」「評議員会」の開催状況及び改正社会福祉法による社会福祉法人の制度改革に伴い、新しい評議員を選任するための「評議員選任・解任委員会」の開催状況を記載しました。

「2 セルプしかつ生活介護事業実施状況」ですが、「利用者・契約者数」の推移として、昨年度4月1日時点では、35人の利用者でスタートしましたが、7月及び10月に、家庭の事情により市外のグループホームへの入居及び就労継続支援施設への移動により、2人の利用者が退所し、本年2月末で33人となりました。しかしながら、この春、特別支援学校を卒業された2の方が、卒業式の後、利用開始があり、3月末の時点で、施設利用者は35人となっています。

「オ 介護給付費収入」ですが、毎月、概ね480万円程の支給があり、前年度比14.35%の増額となりました。

「(2) 支援・援助」ですが、生産活動として、「請負作業」「自主製品」「受託事業」に区分しました。

「利用実績」として、「開所日数」は、平日・祝日を合わせて、258日開所しました。

利用者の「延利用人数」は、平日が延7,503人、祝日が延247人で、年間延7,750人、1日当たり30.04人の利用となりました。

「利用率」は、平日の年間利用率が91.0%、祝日の利用率が48.5%で、合わせて年間利用率88.5%でした。

利用者の「工賃」は、年間賞与を含めて、1人当たり毎月平均9,818円の工賃となりました。

因みに平成27年度は、7,937円でしたので、前年度比1,881円、23.70%の大幅な増額となりました。

「イ 創作活動」については、「園芸活動」「療育活動」に取り組んだところ です。

「行事」については、事業計画どおりに進められましたが、3月の「航空自衛隊小牧基地オープンベース招待」について、障害者とその家族を対象に、航空ショー本番の前日である土曜日に特別に招待していただきましたので、師勝福祉会後援会事業として参加させていただきました。

「(4) 職員研修」については、昨年度、職員研修計画を策定したところですが、まず内部研修として、職務に精通した職員が講師となり、生活支援員として必要な知識・技能を学ぶ場を実施した他、一般研修として、にしはるひまわり作業所・あかつき共同作業所との合同で、勉強会を実施しました。



行政、関係機関等が実施する研修会、所謂、外部研修へも積極的に参加したところでは。

「(5) 施設・設備の整備状況」については、事務室関係のLED灯交換工事を施工し、電気代の節減を図るとともに、将来の事務運営費の削減を図りました。

便座取換え工事は、男女トイレ・厨房用トイレに1か所ずつ、ウォシュレットが付いた便座へ交換し、利用者自ら後始末ができるよう支援を行うとともに、衛生面の向上を図りました。

また、ここ数年、水道の漏水に悩んでいましたが、水道代は言うまでもなく、施設の長期安全維持・保全を鑑み、漏水個所を特定して漏水個所を修繕すべく、漏水調査を実施しました。

「(6) 主な奉仕の受入れ状況」については、「ボランティアグループ虹」の毎月2回の作業の手伝いや、セルフしかつ祭・芋煮会・社会見学等への協力とともに、「北名古屋女性の会」、オカリナ演奏をしていただく「レインボーポップ」など、ボランティア連絡協議会を通じて、多くの皆様に協力をいただきました。

「3 日中一時支援事業実施状況」については、「利用実績」として、「1時間30分～3時間」の区分は、セルフしかつの作業終了後の午後4時から5時30分まで、セルフしかつの利用者を対象に、月・水・金曜日を中心に受入れ、「3時間～5時間」「5時間～」の区分は、養護学校等中・高生の受入れとなります。

年間合計で、「1時間30分～3時間」が1,135件、「3時間～5時間」が1件、「5時間～」が217件となり、合計で1,353件の受入れをしました。

平成29年度以降も着実に利用者数の増員が見込まれるのも、この日中一時支援事業が、高等学校等を卒業した後の施設の利用・通所に繋がり、その成果として表れてきていると考えております。

それ故、今後も、積極的に「日中一時」の利用者を受け入れたいと考えております。

以上です。

**施設長** 続いて、「第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第36条第2項の規定に基づき、平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について、別紙のとおり評議員会の承認を求めます。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

まず、第1号第1様式「資金収支計算書」です。

この第1号第1様式は、法人全体の資金の動きが分かるものとなっています。大区分での表記となりますので、第1号第4様式「拠点区分資金収支計算書」で説明します。

第1号第4様式は、拠点区分における資金の動きが分かるものです。数字の大きなものを中心に説明します。

「介護給付費収入」は、予算額5,598万8,000円に対し、決算額5,757万2,342円でした。

① 利用率が見込みより多かったこと、② 年度末の3月途中から入所した利用者があったことが主な要因です。

なお、第2号第4様式「拠点区分事業活動計算書」「介護給付費収益」は、前年度比722万4,583円の増収となっており、利用者が年度途中で2人減員になったにもかかわらず、14.35%の増収となっていますが、先程の二つの要因に加えて、障害支援区分が年度途中で上がった利用者が相当数あったことが大きな要因です。

次いで、「受託事業収入」については、予算額471万9,000円に対して、決算額が507万3,320円です。

これは、セルフしかつ利用者のセルフしかつの作業終了後、5時30分までの1時間30分の利用が、1割ほど増加したことが要因です。

「生産活動事業収入」については、予算額770万円に対して、決算額が803万9,549円でした。

「拠点区分事業活動計算書」「収益」の「生産活動事業収益」を見ていただくと、前年度比107万7,893円、15.48%の増収となりました。

主な要因として、「ふれあい喫茶」が前年度比63万3,950円の3.25倍、その他シンク化学工業が前年度比8万400円の3.9倍、大栄紙業、段ボールの屑捨てですが、11万6,653円の59.46%、名刺印刷が7万9,530円の29.88%と、それぞれ増収になりました。

従いまして、「事業活動収入計(1)」は、予算額7,805万7,000円に対して、決算額が8,061万6,369円となり、255万9,369円の増額となりました。

「拠点区分事業活動計算書」「サービス活動収益計」は、前年度比1,039万2,838円、15.09%の増収となりました。

続いて、支出ですが、「人件費支出」「職員給料支出」は、3,452万6,000円の予算額に対して、決算額は3,352万3,801円で、100万2,199円の執行残でした。

大きな要因として、「時間外手当」として、予算額157万3,000円を計上しましたが、見込みよりも大幅に時間外勤務が少なかったため、決算額62

万9, 180円で、94万3, 820円が執行残となったものです。

「拠点区分事業活動計算書」「費用」「人件費」の「時間外手当」を見ていただくと、前年度比5, 614円の増額で、結果的に昨年度並みの時間外手当となりました。

次いで、「事業費支出」ですが、予算額724万5, 000円に対して、決算額が672万4, 377円。52万623円の執行残となりました。

「水道光熱費支出」や「車両費支出」によるガソリン代等の節約によるものです。

次いで、「事務費支出」ですが、予算額789万1, 000円に対して、決算額が678万7, 657円で、110万3, 343円の執行残となりました。

主な要因として、「修繕費支出」において、水道管漏水に伴う漏水調査及び漏水工事の費用として80万円を見込みましたが、結果として、大きな漏水箇所はなく、トイレの大便器フロートタンク内排水弁の部品交換のみの修繕費で済み、漏水調査と合わせて15万円程度の執行額となり、65万円程が執行残となったものです。

「生産活動事業支出」については、予算額770万円に対し、764万8, 277円の決算額です。

「事業活動支出計(2)」は、予算額7, 728万5, 000円に対して、決算額7, 429万6, 859円で、298万8, 141円の執行残となるものです。

「事業活動資金収支差額(3)」は、631万9, 510円です。

「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」については、予算どおり執行しました。

次に、第2号第1様式「事業活動計算書」をお願いします。

この様式は、法人全体の事業活動の成果が記載されており、事業活動を行った結果の損益の状況を反映した計算書となります。

「資金収支計算書」には計上されていませんでした「減価償却費」「引当金」の繰入・戻入、「国庫補助金等特別積立金」の取崩額・積立額などが計上されています。

また、「資金収支計算書」では「事業活動による収支」「施設整備等による収支」「その他の活動による収支」と区分されていたものが、「サービス活動増減の部」「サービス活動外増減の部」「特別増減の部」「繰越活動増減差額の部」と区分されています。

「サービス活動増減の部」「収益」「サービス活動収益計(1)」の決算額は、7, 925万1, 641円。「サービス活動費用計(2)」の決算額は、7, 760万5, 644円で、「サービス活動増減差額(3)」は、164万5, 997円となりました。

た。

「サービス活動外増減の部」の「収益」「サービス活動外収益計(4)」の決算額は、136万4,728円。「サービス活動外費用計(5)」の決算額は73万8,230円で、「サービス活動外増減差額(6)」は、62万6,498円です。

それぞれの増減差額を合計した「経常増減差額(7)」は、227万2,495円です。

「特別増減の部」の「収益」「施設整備等補助金収益」「特別収益計(8)」は、207万7,000円。「費用」「基本金組入額」は、これまでの後援会からの寄附金1,416万6,775円を第1号基本金に組み入れました。

従いまして、「特別費用計(9)」は、1,416万6,775円となり、「特別増減差額(10)」は、△1,208万9,775円となります。

「経常増減差額(7)」に「特別増減差額(10)」を合わせた「当期活動増減差額(11)」が△981万7,280円となり、「前期繰越活動増減差額(12)」を加えた「当期末繰越活動増減差額(13)」9,584万1,487円から「備品等購入積立資産積立額」である「その他の積立金取崩額(15)」66万円を加え、「償還資金自己財源積立額」である「その他の積立金積立額」141万5千円を差し引いた「次期繰越活動収支差額(17)」は、9,508万6,487円となります。

以上です。

**議長** ここで監事の方から監査報告をお願いします。

**赤堀監事**〔監査報告〕

**議長** ただ今、説明のありました内容について、まず、「第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」質問がありましたら承ります。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第20号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告について」は、原案のとおり承認されました。

次に、「第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」質問がありましたら承ります。

**大野一樹評議員** 前年度と比較すると、職員給与のうち常勤非正規職員賃金が大きく金額が上がっているが、何か理由があるか。

**施設長** 職員雇用の関係で、2人雇用する予定でしたが、優秀な人材の応募があ

り、3人の職員を雇用したため、大きな増額となりました。

**大野一樹評議員** 障害支援区分が高くなったことに付随して、配置基準に基づき雇用したのか。

**施設長** 元々、職員体制が窮屈で、利用者の増加も見込まれたため、それを見越して採用した部分もあります。

**議 長** 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

**各評議員** [挙手全員]

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第21号議案 平成28年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支決算について」は、原案のとおり承認されました。

次に、第22号議案から第29号議案までは、理事・監事の選任について諮りますが、施設長を除いて、理事・監事の方には、しばらく退席をお願いします。

**理事・監事** (退席)

**議 長** それでは、「第22号議案 社会福祉法人師勝福社会理事(社会福祉事業の経営に関する識見を有する者)の選任について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 社会福祉法人の制度改革に伴う新しい理事の選任に当たっては、改正社会福祉法第44条第4項の規定により、理事には、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者・法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者・法人が施設を設置している場合には、当該施設の管理者が含まなければならない旨、定められております。

従いまして、当該規定に基づき、理事を選任していただくものです。

まず、「第22号議案 社会福祉法人師勝福社会理事(社会福祉事業の経営に関する識見を有する者)の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事(社会福祉事業の経営に関する識見を有する者)に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第1号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

大口正文氏は、現在、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会副会長で、平成25年7月から本法人の理事でございます。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありませんか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第22号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議長** 挙手全員ですので、「第22号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、「第23号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」諮ります。

内容について、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 「第23号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第2号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

野津久子氏は、元師勝町ツツジの会会長・北名古屋市知的障害者相談員で、平成24年6月から本法人の理事でございます。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありませんか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第23号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議長** 挙手全員ですので、「第23号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、「第24号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」諮ります。

**西岡評議員** これ以降、一括審議にしたらどうか。

**議長** ただ今、一括審議にしたらどうかという意見が出ましたが、法律上の関係があり、やむを得ない事情もあります。しかし、全評議員の同意があれば一括審議としますが、如何でしょうか。

**各評議員** 〔異議なしの声〕

**議長** 全員、「異議なし」とのことですので、第24号議案から第29号議案については、一括してお諮りいたします。

それでは、内容について、施設長から説明をお願いします。

**施設長** それでは、一括して説明します。

まず、「第24号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第2号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

伊藤一雄氏は、元民生委員・児童委員、現在師勝福社会後援会会長で、平成26年6月から本法人の理事です。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

次に、「第25号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人 師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第2号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

岩越久夫氏は、元北名古屋市役所部長・六ツ師自治会長で、平成28年3月から本法人の理事でございます。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係はないことから、推薦させてい

ただくものです。

次に、「第26号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第2号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

柴田忠利氏は、現在、社会福祉法人西春日井福社会特別養護老人ホーム五条の里副施設長で、平成28年4月から本法人の理事です。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

次に、「第27号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）の選任について」説明します。

第27号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）の選任について

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法第44条第4項第3号の規定に基づき、別紙の者を理事として適任と認めるため。

清水孝司氏は、平成27年4月からセルフしかつの施設長であり、本法人の理事です。

本法人定款第18条第1項に定める特殊関係もないことから、推薦させていただくものです。

続いて、監事の選任について諮ります。

社会福祉法人の制度改革に伴う新しい監事の選任に当たっては、改正社会福祉法第44条第5項の規定により、監事には、社会福祉事業について識見を有する者・財務管理について識見を有する者が含まれなければならない旨、定められています。

従いまして、当該規定に基づき、監事を選任していただくものです。

まず、「第28号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（社会福祉事業に関し識



見を有する者)の選任について」説明いたします。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会監事(社会福祉事業に関し識見を有する者)に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法第44条第5項第1号の規定に基づき、別紙の者を監事として適任と認めるため。

渡邊幸子氏は、現在、北名古屋市議会議員で、元民生委員・児童委員でした。

本法人定款第18条第2項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

次に、「第29号議案 社会福祉法人師勝福社会監事(財務管理に関し識見を有する者)の選任について」説明します。

別紙の者を社会福祉法人師勝福社会監事(財務管理に関し識見を有する者)に選任したいので、社会福祉法人師勝福社会定款第11条第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員会の同意を求める。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大口正文

提案理由 社会福祉法第44条第5項第2号の規定に基づき、別紙の者を監事として適任と認めるため。

赤堀晋氏は、現在、税理士法人赤堀会計事務所の代表社員・北名古屋市社会福祉協議会監事で、平成25年2月から本法人の監事です。

本法人定款第18条第2項に定める特殊関係はないことから、推薦させていただくものです。

以上です。

**議長** まず、第24号議案について、質問はありませんか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第24号議案 社会福祉法人師勝福社会理事(福祉に関する実情に通じている者)の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員** [挙手全員]

**議長** 挙手全員ですので、「第24号議案 社会福祉法人師勝福社会理事(福祉に関する実情に通じている者)の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、第25号議案について、質問はありませんか。

**評議員** …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第25号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 [挙手全員]

議長 挙手全員ですので、「第25号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、第26号議案について、質問はありませんか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第26号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 [挙手全員]

議長 挙手全員ですので、「第26号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（福祉に関する実情に通じている者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、第27号議案について、質問はありませんか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第27号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 [挙手全員]

議長 挙手全員ですので、「第27号議案 社会福祉法人師勝福社会理事（施設の管理者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、第28号議案について、質問はありませんか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第28号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（社会福祉事業に関し識見を有する者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 [挙手全員]

議長 挙手全員ですので、「第28号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（社会福祉事業に関し識見を有する者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

次に、第29号議案について、質問はありませんか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第29号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（財務管理に関し識見を有する者）の選任について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議長** 挙手全員ですので、「第29号議案 社会福祉法人師勝福社会監事（財務管理に関し識見を有する者）の選任について」は、原案のとおり同意されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、理事・監事の方には、再び席に戻っていただきたいと思います。

**理事・監事**（着席）

**議長** 引き続き、「その他」「報告事項」へ移ります。

「(イ)平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業計画について」、関連がありますので、「(ウ)平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」施設長から説明をお願いします。

**施設長** 今年度の「事業計画」「事業収支予算」については、すでに旧の評議員会・理事会でご承認をいただいております、現在、順調に事業が進んでいるところですが、当該「事業計画」「事業収支予算」について、報告を兼ねて説明するものです。

まず、「平成29年度社会福祉法人師勝福社会 社会福祉事業計画について」説明します。

## 第1 基本方針

社会福祉法人制度は、その制度改革に伴う社会福祉法の改正により、大きな節目を迎えました。

- ① 経営組織の在り方の見直し
- ② 事業運営の透明性の向上
- ③ 適正かつ公正な支出管理

を大きな3つの柱とし、平成29年度から施行されます。

社会福祉法人師勝福社会では、これらの制度改革に基づき、社会福祉法人が備える公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を見直し、地域社会に貢献するという社会福祉法人本来の役割を果たしていくよう、経営基盤の強化を図りつつ、法人運営に積極的に取り組んでまいります。特に、「③ 適正かつ公正な支出管理」にあっては、「社会福祉充実残額」を明確化して「社会福祉充実計画」を作成し、新たな福祉サービスを充実させるべく、当該「社会福祉充実残額」を再投下します。

平成25年度から障害者総合支援法が施行され、平成28年度には障害者差別解消法が施行されて、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化していますが、師勝福社会は、他の障害福祉サービスとの連携を図る中で、利用者が住み慣れ

た地域で、一人ひとりの個性が尊重され主体的に生活を営むことができるよう支援・援助します。

そして、常に職員の資質向上を目指し、利用者の視点に立った良質かつ適切な障害福祉サービスを提供できるよう努めます。

## 第2 経営方針

社会福祉法人師勝福社会「セルフしかつ」においては、最大42人の利用者数が一時23人まで減少し、厳しい施設運営が続いておりましたが、その利用者数も、平成23年度から徐々に増加し始め、平成28年度においては、4月1日現在で、35人となり、平成29年度以降も着実に利用者数の増加が見込まれるようになってきました。

しかしながら、今後も国の福祉施策に係る財政事情や社会情勢の変化などから、新たな課題や懸案を抱えることにもなっている他、平成29年度は、社会福祉法人の制度改革に伴う改正社会福祉法が施行されるという状況の中、この改革に的確に対応するためにも、提供する福祉サービス事業の効率的・効果的な事業運営と質の、向上並びに事業の拡充を積極的に図る必要があります。

このような点を踏まえながら、社会福祉事業の担い手としてふさわしい安定した事業経営に向けて、事業収支の均衡を図りながら、

- ① 職員体制の育成・充実
- ② 自主製品の確保と利用者工賃の向上
- ③ 日中一時支援の充実

を重点事項として、経営基盤の強化に取り組んでいきます。

第3「役員会及び評議員会の招集」は、理事会・監事監査・評議員会の開催予定です。

定款の変更により、理事長は、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことから、9月に理事会を開催します。

また、監事の重要性も増していることから、12月に中間監査を実施したいと考えています。

評議員会については、定時評議員会の他、12月に補正予算、3月に事業計画・事業収支予算を審議していただく予定です。

「平成29年度セルフしかつ運営方針及び事業計画」

### 1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの障害の状況に応じ、日常生活上の支援と併せて、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うため、次の事項を重点に取り組みます。

- (1) 利用者の立場に立ったサービス

- (2) 地域社会に開かれた施設づくり
- (3) 災害防止とその危険性の管理
- (4) 職員の資質の向上
- (5) 経営の適正化・安定化

です。

「2 事業計画」として、

- (1) 生活介護事業
- (2) 日中一時支援事業

を実施するものです。

別紙1は、セルフしかつの年間行事計画です。

別紙2は、「平成29年度 社会福祉法人師勝福社会 職員研修計画」です。

セルフしかつ職員の資質向上を目指し、良質かつ適切な障害福祉サービスを提供するため、次のとおり研修を実施するものです。

「第1 採用時研修」は、セルフしかつ運営規程第21条第1号の規定に基づき、職員採用後6か月以内に実施する研修です。

「第2 継続研修」は、セルフしかつ運営規程第21条第2号の規定に基づき、職員採用後、継続して実施する研修です。

職務に精通した職員が講師となる「内部研修」。行政、関係機関等が実施する研修会へ参加する「外部研修」と大きく二つに分類して研修会へ参加する他、「外部研修」として、「(3) その他」行政、関係機関等が実施する研修会へ積極的に参加し、専門的知識の習得に努めるものです。

続いて、「平成29年度 社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算について」説明します。

平成29年度 社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第1条 収支予算の総額は、収入1億1,500万円、支出1億1,450万円と定め、当期資金収支差額合計を50万円とする。

- (1) 事業活動による収支のうち、収入を8,076万3千円、支出を1億783万円（人件費支出を6,193万円、人件費以外の支出を4,590万円）として、事業活動資金収支差額を△2,706万7千円とする。
- (2) 施設設備等による収支の収入を507万7千円、支出を637万円として、施設設備等資金収支差額を△129万3千円とする。
- (3) その他の活動による収支の収入を2,916万円として、その他の活動資金収支差額を2,916万円とする。
- (4) 予備費支出を30万円とする。

(収支予算の金額)

第2条 収支予算の勘定科目の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表収支予算」による。

「セルフしかつ拠点区分 資金収支予算 明細書」から、主なものを中心に説明させていただきます。

勘定科目「収入」「障害福祉サービス等事業収入」「自立支援給付費収入」「介護給付費収入」ですが、新規利用者2名を含めて、5,840万7千円を計上しました。

新たに利用者が2名増えたことによる増収分、障害支援区分が上がったことによる増収分を見込んでいます。

次に、「特定費用収入」ですが、利用者の給食実費弁償分として、利用者が増えることに伴う増収分を見込み、173万5千円を計上しました。

次に「補助金事業収入」ですが、北名古屋市民の利用者が増えることに伴う増収分を見込み、582万7千円を計上しました。

次に、「日中一時」の「受託事業収入」ですが、平成28年度の午後4時からのセルフしかつ利用者の利用実績を鑑み、前年度月85件の見込みを、今年度は月92件と見込み、487万5千円を計上しました。

従いまして、「障害福祉サービス事業収入」として、「サービス区分」「生活介護」で6,596万9千円、「日中一時」で503万1千円、合計7,100万円を計上いたしました。

次に、「生産活動事業収入」ですが、昨年度からの喫茶業務の拡充に伴うコーヒー販売の実績から、今年度は4,500杯を見込み、併せてクッキーの販売についても増額を目指し、800万円を計上しました。

「収入」欄の一番下「事業活動収入計(1)」として、「サービス区分」「法人本部」11万7千円、「生活介護」7,559万3千円、「日中一時」505万3千円、合わせて、8,076万3千円を計上しました。

後程、説明しますが、後援会からの寄附金収入を、昨年度までは、「法人本部」の「経常経費寄附金収入」で受入れしていましたが、施設増設のための寄附金という目的ですので、今年度の平成29年度からは、「施設整備等による収支」の「施設整備等寄附金収入」の勘定科目で受入れます。

次に、支出ですが、人件費支出として、「法人本部」71万円、「生活介護」6,097万7千円、「日中一時」24万3千円、合わせて、6,193万円を計上しました。

内訳として、「職員給与」の今年度分の改定及び昇給・昇格を見込み、「職員給料支出」3,957万6千円を計上しました。

改定内容といたしましては、職員の知識や経験を職務に反映させ、それぞれ

の職務に応じた給料の格付けを行うものです。

また昨年度、直接処遇職員8.75名のところ、今年度は2名増員して10.7名で予算計上しました。

次に、「職員賞与支出」ですが、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給割合・支給率を0.1ヶ月分引き上げ、1.7ヶ月分に改め、1,054万3千円を計上しました。

「退職給付支出」は、新規職員2名分の掛け金の増額分を見込み、「法定福利費支出」については、社会保険料、労災・雇用保険料等です。

次に、「事業費支出」ですが、

主な項目として、「給食費支出」、健康診断等の「保健衛生費支出」、社会見学・芋煮会等行事に要する「教養娯楽費支出」が、利用者増に伴い増額いたしました。

「保険料支出」は、後程説明いたしますが、新たに送迎車両を1台購入することに伴い、任意保険料を増額するもので、「生活介護」の「事業費支出」、合わせて715万6千円を計上しました。

「事務費支出」の支出欄の一番上、「修繕費支出」ですが、セルフしかつは、平成11年に開設以来18年経ち、平成12年9月11日の東海豪雨を経験した後も、大きな維持修繕、所謂、メンテナンス工事は施工されておらず、現在に至っております。

施設を細かく点検するまでもなく、雨漏りが随所に見られ、外壁の「ひび割れ」、あるいは「シーリング」等防水機能も相当落ち、建物の劣化・傷みは相当進んでいると見られます。そのような事情を鑑み、施設の長期安全維持・保全のため、施設の外壁、屋根等の大規模改修工事を施工するべく、実施設計・監督料を合わせて、2,385万円を計上しました。

なお、この改修工事は、資産価値を高め、耐用年数を伸ばすものではないため、修繕費からの支出となるものです。

ということですが、先の6月6日に、愛知県健康福祉部から市を通じて、社会福祉施設等整備事業等に係る整備計画についての照会があり、大規模修繕にあつては国・県補助金の対象となるようでございます。

私どもの勉強不足で、当時、国・県補助金のことは考慮せずに予算を編成しましたが、整備費の対象になるということであれば、この補助金を活用して修繕工事を施工したいと考えております。

国・県補助金の対象となる工事は、来年度の平成30年度ですので、その修繕工事が整備費の対象として採択されるかどうかは確約できませんが、とにかく修繕工事を1年延ばして施工したいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、「生産活動事業支出」ですが、喫茶原材料仕入の増額及び利用者工賃の増額を見込み、「生産活動事業収入」と同額の800万円を計上しました。

従いまして、支出欄の下から2番目、「事業活動支出計(2)」として、「法人本部」81万6千円、「生活介護」1億658万2千円、「日中一時」43万2千円で、合わせて1億783万円を計上いたしました。

「事業活動資金収支差額(3)」は、それぞれ、△69万9千円、△3,098万9千円、「日中一時」が462万1千円となり、合わせて、△2,706万7千円を計上しました。

次に、施設設備等による収支のうち、「収入」ですが、セルフしかつの利用者が、年々増加する中、利用者の施設への送迎希望も増えてきている状況です。その送迎希望に対応するため、新たに送迎車を1台購入するべく、愛知県共同募金会から、送迎車両の購入費に対する配分金が採択されているところです。

従いまして、当該助成金として、「施設整備等補助金収入」250万円を計上しました。

「設備資金借入金元金償還補助金収入」は、施設整備費元金償還金に対する愛知県からの補助金です。

「施設整備寄附金収入」は、師勝福祉会後援会からの寄附金50万円です。

これまで、後援会からの寄附金は、流動資産として別枠で管理しておりましたが、この寄附金の目的は、「施設の建設・増築のための寄附金」です。従って、本来、「第1号基本金」として資産管理する必要があるということですので、平成28年度までの分につきましては、昨年度中に、全額を「第1号基本金」へ組み入れ、今年度以降については、その年度の都度、「第1号基本金」へ組み入れる予定です。

なお、基本金へ組入れにつきましては、資金収支計算書には計上されませんので、「当期資金収支差額合計」には、残高として計上されます。

「施設整備等収入計(4)」として、「法人本部」50万円、「生活介護」457万7千円、合わせて507万7千円を計上しました。

次いで、「支出」ですが、「固定資産取得支出」は、「車両運搬具取得支出」送迎車両の購入費用として、360万円を計上しました。

「施設整備等支出計(5)」は637万円。

「施設整備等資金収支差額(6)」は、「法人本部」50万円、「生活介護」△179万3千円で、合わせて△129万3千円となります。

次いで、その他の活動による収支「収入」につきまして、「人件費積立資産取崩収入」ですが、平成30年度に、新規利用者が5人以上予定されており、その増員に伴って、職員も必要となってきます。しかしながら、来年度、新たに職員を雇用するのではなく、今年度、先行して職員を雇用することにより、利



用者が大幅に増えたことによるサービスの低下を招くことのないよう、万全の職員体制の中で、新規利用者を迎え入れたいと考えています。従いまして、今年度は、基準以上の職員体制となり人件費が不足するため、「人件費積立資産」を取り崩し、389万8千円を計上しました。

「施設整備費積立資産取崩収入」は、施設の大規模改修工事に伴い、その財源として、「施設整備費積立資産」を取り崩すものです。

「備品等購入積立資産取崩収入」については、愛知県共同募金会からの助成金の認可に伴い、送迎車両を購入するための自己資金分として取り崩すものです。

「その他の積立資産取崩収入」は、平成29年度分の償還資金自己財源分の取崩しです。

「サービス区分間繰入金収入①」と「サービス区分間繰入金支出②」については、「生活介護」から「法人本部」へ69万9千円、「日中一時」から「生活介護」へ462万1千円の繰入れを見込み、532万円を計上しました。

なお、このサービス区分間の繰入れについては、サービス区分間取引消去の処理により相殺消去され、別表「収支予算」の表には、表記されません。

別表「当期資金収入合計(11)」として、「事業活動収入計(1)」から「その他の活動収入計(7)」までの額を合わせたものから、内部取引消去の処理を行うサービス区分間繰入金の額を差し引きまして、「法人本部」61万7千円、「生活介護」1億933万円、「日中一時」505万3千円となり、合わせて1億1,500万を計上しました。

「当期資金支出合計(12)」につきましても、「事業活動支出計(2)」から「その他の活動支出計(8)」までの額を合わせたものから、「サービス区分間繰入金支出」を差し引きまして、「法人本部」81万6千円、「生活介護」1億1,295万2千円、「日中一時」43万2千円で、合わせて1億1,420万円を計上しました。

「当期資金収支差額合計(13)」については、「サービス区分間繰入金収支」を含めないで、「法人本部」△19万9千円、「生活介護」△362万2千円、「日中一時」が462万1千円で、合わせて80万円を計上しました。

「別表 収支予算」として、法人全体の本年度予算額と前年度予算額が、各活動等による収支、大区分ごとに記載しています。

予算明細書の収支差額合計は、法人全体として80万円となっていますが、収支予算にあっては、「予備費支出(10)」として30万円を計上していますので、「当期資金収支差額合計(13)」は、50万円となるものです。

そしてこの50万円は、「施設の建設・増築のための寄附金」として、今年度中に、第1号基本金へ組み入れるものです。

以上です。

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

評議員 …

議長 質問はないようですので、次に、「喫茶室の営業状況について」施設長から報告をお願いします。

施設長 「ふれあい喫茶 セルフしかつ」営業状況について、報告します。

「セルフしかつ」の喫茶営業につきましては、昨年3月までは、毎週水曜日・週1回だけ営業をしておりましたが、週1回とは言え、せつかく営業しているなら、水曜日だけという中途半端な形ではなく、地域の憩いの場として、“より広く・多くの住民の方々に寄っていただき”“障害を持っている利用者が社会の一員として頑張っている姿を一人でも多くの住民の方に知っていただく”ことにより、世間との窓口を広げ、利用者の意識及び就労意欲の向上、そして利用者の工賃向上に繋げることができればという思いで、昨年の4月4日から、「セルフしかつ」の休日、祝日や特別な日を除いて、毎日、営業をしているところです。

その昨年4月から本年3月末までの1年間の営業状況を報告します。

「2 営業日数」は、235日でした。

「3 営業結果」のうち、来客数＝飲物の注文数は、3,697杯で1日当たり15,73杯、1年間の売上金額は76万4,100円。うちチケットによる支払いは1,576枚で31万3,550円、差引き45万550円の売上げでした。

チケットの売上は、2,000円が62枚、1,800円が115枚で、計177枚、33万1,000円の売上げでした。

過去の実績としては、概ね1月当たり100杯で1万5,000円弱でしたので、約4.38倍の売上となりました。

なお、原価は、珈琲の豆・その他飲物・食パン・ケーキ材料・お手拭等の消耗品で、合わせて、原価率は36.8%となりました。

「(4) クッキー等」、これはふれあい喫茶だけの売上ですが、クッキー200円が257袋、100円が153袋で、計6万6,700円。プレーンケーキ、開店時の粗品用で作成したケーキを販売用にしたものですが、100円が23袋で、2,300円。ラスク、保存してある手作りケーキの賞味期限が間近なものをラスクに加工したものですが、100円が129袋で、1万2,900円。合計8万1,900円の売上でした。

喫茶とクッキー等合わせて、ふれあい喫茶での売上は、86万3,450円となりました。

因みに、クッキー等全体の売上は、「クッキー年報」「合計」。

クッキー200円が1,751袋で、35万200円。プレーンケーキ含み

ますが、100円が1,043袋で、10万4,300円。合わせて、計45万4,500円。ラスク220袋が100円で、2万2,000円。総合計が47万6,500円の売上となりました。

過去の実績は、概ね年間で42万円前後でしたので、大凡15%弱の売上の伸びとなりました。

なお、原価としては、原材料・クッキー用袋、シール等の消耗品、販売委託料で、合わせて、原価率は60.4%でした。

「セルフしかつ」の作業内容が多少なりとも理解していただければと、その一端を報告させていただきました。

お客さんがもっと増えるよう、これからも工夫を重ねていきたいと考えていますので、お願いします。

以上です。

**議長** ただ今、説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、事務局から何かありますか。

**施設長** 特にありません。

**議長** いろいろなご意見・ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。

第28号議案で新しい監事を選任していただきましたが、青山喜代一監事におかれましては、本日をもって退任されるということです。

平成22年6月16日から今日まで、7年の長きに亘り、師勝福祉会の監事としてご尽力いただいたということです。大変ご苦労様でした。

ここで、青山喜代一氏から、退任のごあいさつを賜りたいと思います。

**青山監事** [あいさつ]

**議長** ありがとうございました。

以上をもちまして、定時評議員会を閉会します。

(閉会 午後3時15分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者